

令和元年鞍手町議会第8回定例会会議録（第2号）						
令和元年12月9日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和元年12月9日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和元年12月9日 午後4時18分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
会議録署名 員	1 2	的 野 信 之		1 3	須 山 由 紀 生	

職 出	務 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠	
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠	
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠	
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠	
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠	
	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠				
議 事 日 程	別 紙 の と お り						
付 議 事 件	別 紙 の と お り						
会 議 経 過	別 紙 の と お り						

# 令和元年第8回鞍手町議会定例会議事日程

12月9日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問





令和元年12月9日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、10番議員 許斐英幸議員の質問を許可します。

許斐英幸議員。

○10番 許斐 英幸君

通告に従いまして質問いたします。

町長にお尋ねいたします。

現在、町内には6つの小学校があります。その小学校を統合するお考えはありますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

お答えいたします。

現在町内6小学校の在り方については検討する必要があると考えています。

私としては、まず保護者の方々に直接お会いして今後の町の人口減少に伴う児童数の減少状況を踏まえ、率直に将来の小学校の在り方についてお話しを聞かせていただきたいというふうに考えています。その上で小学校の在り方について方向性を検討して行きたいというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

許斐英幸議員。

○10番 許斐 英幸君

地域の皆さんとお話をされるということでございます。これは避けては通れない、早急に考えなければいけない問題ではないかなと思っています。

なぜかという、2問目に被りますが、中学校も統廃合の中でいろいろ問題がありましたけれども、そうってから生徒の皆さんが本当に楽しく学業に専念されていると思います。その辺は期間を切ってやるということはなかなか難しいでしょうが、すぐ出来る問題ではありませんので、やはり早くから地域の皆さんとお話しを、ある程度の期間を決めて地域の皆さんとお話しを早急にしていただきたいと思いますが、その考えはありますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員がおっしゃるとおりだというふうに思います。私としては早急に保護者の方達と一度お会いしながらお話を聞いて、議員が言われるように地域の方達、また保護者の方達はいろいろな考えを持っている方がいらっしゃると思いますので、そういったお考えを聞きながら方向性について検討して行きたいというふうに思っています。

○議長 星 正彦君

許斐英幸議員。

○10番 許斐 英幸君

どれ位のスパンで考えていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

小学校の統合の問題については、統合ということを出してしまうといろいろなことが起こると思いますので、先程も言いましたように、まずは保護者の方に小学校の在り方についてお尋ねをして行こうというふうに思っていますが、各自治体、他の所を考えてみても小学校の在り方についてはかなりの時間を要するというふうに考えています。

そこでスパンを決めてということはありますが、なかなかいつまでにどのような形にするかというようなことについてはなかなか今の時点では、まだお話もしていない、聞いてもない時点でもありますので、いつまでというような期限をなかなか切れないと考えています。

○議長 星 正彦君

許斐英幸議員。

○10番 許斐 英幸君

何年か前に小学校を廃合しようということで町から発信された文書を読んで待っていたのですが、これが頓挫したということでございます。そういうことがないように、これはやはり町長のお考えの中で早急にやってもらったら皆さんもご理解出来るのではないかなど、中学校の問題も皆さんご理解されて、いま皆さん学校に通われている、それに対して何か町民の皆さんの不満とか、困ったというお話がありましたか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

通告で小学校の統合ということでありますので、中学校のその後についてというようなこととなりますと若干一般質問の主旨とは違うこととなります。それで答弁は控えさせていただきます。

○議長 星 正彦君

許斐英幸議員。

○10番 許斐 英幸君

分かりました。

少し離れたということではありましたが、そういうことがあるから早急に町長にお願いしたいと思います。

2番目ですが、統合するという考えの中に小中一貫校をして教育を充実させる考えはあると思いますが、町長の考えはどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これにつきましても、いろいろな考え方があるというふうに思います。その中でまずは先程も言いましたように保護者の方のお話を聞かせていただいて、小学校の在り方について考えて行きたいというふうに思います。

その中で議員がご指摘になりました小中一貫校という形も、これは小学校の1つの在り方で検討していく必要があるかなというふうに思っています。

○議長 星 正彦君

許斐英幸議員。

○10番 許斐 英幸君

学校が6校あります。その中で一貫校をすることによって子ども達も友達がたくさん出来るでしょう。少ないところの小学校は1年生が6名とか7名とかということの中で教育をして行くというのはなかなか難しいのではないかなと思っています。私の孫も行っていますので特にそういうことを考えます。

どうかこの一貫校を統廃合と一緒に考えられて、早急に小中一貫校を実現していただきたいと思います。それに対して地域の皆さんと話し合いということが、これはなかなか問題があるかと思いますが、これは1年そこらで出来る問題ではありません。早急に取り掛かっていたらと思いますでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

小中一貫校についてはメリットがあるというようなことも聞いております。それは中1ギャップとあって、中一になった時点でなじめないと、多くの生徒さんが一度に集まることによってなじめなくて不登校になったというようなことがあるというような話は聞いておりますので、一貫校についてもメリットはあるのだろうというふうにも感じております。

いずれにしても早急に取り組んで当然行くべき課題でもありますので、議員もそのようなお考えであるということをお聞きしましたので心強くもあります。早急に取り組んで行きたいというふうに思っています。

○議長 星 正彦君

許斐英幸議員

○10番 許斐 英幸君

よろしくお願ひいたします。

2点目にいきます。

給食センターの件でございます。

現在の給食センター私も見に行きました。本当に老朽化が激しく、ここで子ども達の給食が作られているのだなと思った時に、こういうことでもし食中毒とかというものが出た時にどう対処するのかなと思って帰りました。

その中で天井を見ましたが、天井もやはりゴミが落ちるのではないかな、カビも生えているし、これはやはりものを作る所ではないということで今日質問をしているわけでございます。

その中で、中学校の敷地内に二棟があります。それを給食センターに改築すれば費用の削減、輸送コストの削減に繋がると考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員ご指摘のとおり給食センターは老朽化が進んでおり、衛生面における施設の早急な対応が必要であるということは認識をしております。ただ、現在のところ建替えの計画はありません。また建替えの計画を立てて建設するにしても莫大な費用が掛かるということが考えられます。

今年度衛生面を考慮し、床の改修工事を行い、水道の蛇口をレバー式に変更し、当面の間は今の施設で取り組める衛生面での改修を行い、現在利用している児童生徒の安全な給食の提供に努めてまいります。

いま議員がご提案されました中学校施設内の建物についてですが、これは旧専門学校の実習棟を想定されているのかなというふうに思っております。これは建設後約20年以上が経過しております。やはりこの建物も一部が老朽化をしております。

この建物を改築した場合、学校施設環境改善交付金の対象外というふうになって、工事費全ての費用を町単独で支出していかなければならないため大きな財政負担となります。

また、給食センターとして改修するには衛生面から床、壁、天井、排水施設等の大幅な全面改修が必要となります。この工事に係る費用や改築後の耐用年数等を考慮した場合、この建物は改築して給食センターとして利用するには、工事費の支出負担、建物の構造面から難しいのではないかなというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

許斐英幸君。

○10番 許斐 英幸君

行って見ましたが、肉とか魚等々を搬入するところと、中でお仕事をされている方々の更衣室が一緒の状態ですね。私が見て汚いなど、ゴキブリがいるのではないかと行ったがなか

なかうんとは言われなかったのですが、恐らく山が近いし、ネズミもいるのではないかなと思います。それは絶対いると思います。だからやはり早急に費用は掛かっても子ども達が食べる物でありますから、もし食中毒にでもなった時に誰が責任をとるのか、やはり施設の老朽化は自然と来るものですが、早急に考えて行かなければならないのではないかと私は思いますのでご質問しました。

町長にお尋ねしますが、保健所等々からのご指導はありますか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

いま保健所の指導があっているかということにつきましてお答えいたします。

保健所の指導につきましては2年に1度衛生面に関するものを、また給食の施設の配置についてご指導を伺っております。

その中で、やはり許斐議員がおっしゃるように衛生面については給食調理員の努力によって今何とか保たれているというのが現状でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

許斐英幸議員。

○10番 許斐 英幸君

保健所からの指導もあっているということでございます。この給食センターを見ると、他地区の給食センターと比べると本当に情けないなど。こんなところで子ども達の給食が作られているのかということでもあります。これは費用が掛かろうと子ども達は鞍手の宝でございます。その思いを町長にお尋ねします。

どうか、なるべく早く、少しでも早く出来ることを考えられて検討していただければ良いかと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私自身も議員と同じ思いであります。今後は現在策定中の総合計画の後期計画の中で給食センターの在り方については検討して考えて行きたいというふうに思っています。以上です。

○議長 星 正彦君

許斐英幸議員。

○10番 許斐 英幸君

これで私の質問は終わります。

○議長 星 正彦君

以上で許斐英幸議員の質問を終了します。

次に、12番議員 的野信之議員の質問を許可します。

的野信之議員。

○12番 的野 信之君

通告に従いまして質問いたします。

毎年のように大きな災害が日本各地で起こっております。鞍手町も決して例外ではないと考えます。そこで、災害地における障がい者、寝たきり高齢者に対する避難対策について伺いいたします。

自分自身で避難所に避難出来ない障がい者、また寝たきり高齢者の把握はどの程度出来ているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件については総務課長より答弁させます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

本町では災害時に自ら避難することが著しく困難な方、いわゆる避難行動要支援者につきましては対象となる基準を設け、これに該当される方の把握はしており今年の12月1日現在では対象者が886人となっております。ただ町内の在宅での寝たきり高齢者の把握につきましては、把握は至っておりません。

この分につきましては今後自主防災組織や民生委員の方々と連携を取りながら全体把握をして行きたいというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

的野信之議員。

○12番 的野 信之君

命に関わることですので早急に進めていただきたいと思います。

次に、障がい者、それから寝たきりの高齢者など、それぞれ症状が違うと思います。そこで通常の避難所では対応がしにくい部分が多々あるとは思いますが、そこで、そういった方々への対応というのはどうなっているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

本町では平成23年6月に鞍手町社会福祉協議会と福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定を締結し、また平成26年4月に特別養護老人ホームやすらぎ園と災害時における要援護者の受入れに関する協定書を締結し、災害時には要支援者の受入体制づくりを図っております。

また、本年4月よりくらはて病院と災害発生時における福祉避難所としての設置運営に関する協定書を締結したことで、障がい者や高齢者等の要配慮者の福祉避難所となったことにより、それぞれの症状に応じた避難所へ避難していただくことが出来るようになりました。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

的野信之議員。

○12番 的野 信之君

では、災害が発生するような可能性のある場合、町として事前の連絡だとか移送、そういった計画というのはあるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。災害が発生する可能性がある場合につきましては、その情報につきましては防災行政無線やエリアメール等で発信しておりますが、現時点では要支援者の方々へ直接連絡をするという方法はとっておりません。

また、これまで移送につきましては災害発生時等に応援要請の連絡等をいただいた方々を対象にその状況に応じて消防署や消防団、役場の職員や地域の一部の方々等の協力を得て対応をしています。

○議長 星 正彦君

的野信之議員。

○12番 的野 信之君

例えばですが、私も自分の姉に寝たきりの障がい者を抱えているのですが、その症状によって非常に受け入れていただく施設というのがある程度限られて来るのです。今年は2回ショートステイさせまして事前にそういった施設と協議して姉を受入れてくれる、いろいろな医療器具だとか、いろいろなものが整っていないと避難出来ない状況でしたので、事前にテスト的なショートステイをしてもらって受け入れていただけるような環境を整えてもらったのですが、町としてもやはりそういった一人一人の症状に合わせ、行ける施設、行けない施設等もあると思います。そういったのを掌握して事前に準備していただくような、方々に周知して行くようなことをやっていかなければならないのではないかと思いますかどうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

災害時における障がい者の方や高齢者等の要配慮者においては、それぞれの症状による対応が求められるものと考えております。なお、災害時を想定したテスト的なショートステイというようなことになると、これは介護保険上は適用外になりますので、それは事前に

施設の方と相談していただき、計画の中に折り込んでいただくというようなことが必要かなというふうに思っております。

ただ、平常時において事前に対応出来る方法を検討することが必要なことであると当然考えています。災害時において直ちに避難しなければならない状況や避難場所を決断しなければならない状況が起こり得ますので、平常時においてそれぞれの方に適した避難方法や、避難場所を検討していただくことは私自身も重要なことであるというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

的野信之議員。

○12番 的野 信之君

分かりました。本当に家族の方、ご本人様に経済的な自己負担も掛かるということですので、ただやはり問題意識の持っていらっしゃる方はある程度そういったことを想定してされると思いますので、町としても強力にそういった住民の方への周知徹底をしていただいて、注意喚起していただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で的野信之議員の質問を終了します。

次に、11番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

通告に従いまして質問いたします。

初めに今月4日に成立しました改訂公立学校教員給与特別措置法によります公立学校教員に対する1年単位の変形労働時間制の導入について質問いたします。

この公立学校教職員給与特別措置法、一般に給特法と言われていますが、どういうことが書かれているのでしょうか。要点のみで結構ですのでお教えいただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

失礼いたします。

給特法について説明いたします。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法のことで、義務教育諸学校との教育職員の職務と勤務対応の特殊性に基づき、その給与、その他の勤務条件について特例を定めるものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

もうちょっと内容がお聞きしたかったのですが、今回のこの法の制度に関わるところで言いますと、この法律は1971年、昭和46年に制定されました。公立教員の給与を4%増

額調整する一方で残業代を不支給とすることを眼目にしまして、50年ぐらい前でしたので私は既に教員になっておりましたが、全野党の反対を押し切って強行されたものであります。残業代0を定めた法律であります。

次に、その中にある超勤4項目とはどんな内容でしょうか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

超勤4項目について説明をいたします。

公立の義務教育諸学校との教育職員の給与等に関する特別措置法に基づきまして、公立の義務教育諸学校との教育職員の給与等に関する特別措置条例により市町村立の義務教育諸学校等の教育職員に対して、時間外勤務を命じることが出来るのは4つの項目に限られているということで示された内容でございます。このため、超勤4項目と呼んでおります。

超勤4項目については次の4つでございます。

1つ目は、校外学習とその他生徒の実習に関する業務。

2つ目は、修学旅行とその他学校の行事に関する業務。

3つ目は、職員会議に関する業務。

4つ目は、非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合、その他やむを得ない場合に必要な業務とされております。

なお、この4項目の場合におきましても正規の勤務時間の割り振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないこととし、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るとされております。

超勤4項目を当然のこととするのではなく、どうしても必要な時に限って活用することと捉えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

そういう状況の中で、この法の下で今日までずっと教育が続けられて来ておりますが、この法の下、公立学校教員の勤務の状況はどうなっておりますか、鞍手町の現状を中心に尋ねたいと思います。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

鞍手町の学校の状況ということで説明をいたします。

町内6小学校、1中学校について業務の見直し、精選化を図ると共に効率よく業務を進めて行き、休日出勤等についても原則しないという共通理解を図っているところです。

また、夏期休業中、冬季休業中については年休のまとめ取り、土曜日授業等の振替等のま

とめ取りをする中で休養が取れる環境づくりに努めております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

昨年の12月議会で教職員による長時間勤務の改善についてより正確な労働時間把握の取り組みについて伺いましたところ、小中学校では管理職が朝7時前に出勤し、出勤時間を把握しているというご答弁がございました。また、退校状況は、小学校は把握出来ているが、中学校では部活動の状況により定時退校日以外は正確な把握が出来ていないという答弁でございました。

全国的に見ても、今でも平均教員の勤務時間が11時間を超える勤務状況です。教員の長時間労働は依然として申告であり過労による休職や痛ましい過労死が後を断たず、最近では教員志望の学生が減りはじめているという状況もございます。

次の質問に移ります。

今回導入の変形労働時間制ですが、そもそもどのように勤務体制でしょうか。ご説明をお願いいたします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

変形労働時間制についてご説明いたします。

労働時間を1日単位ではなく月単位、或いは年単位で調整する制度だと捉えております。一定期間の平均で週40時間を超えないことを条件に労働基準法が定める労働時間の上限、1日8時間、週40時間を超えて労働時間を設定できます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

そういうことなのですが、結局変形労働制というのは、これが成立するまでは民間のみに適用されたものであります。事業所の繁忙期と閑散期がある程度決まっている場合、その時期に合わせて労働時間を調整出来る。

固定労働時間制でありましたら仕事が多くて労働時間が長引いた場合、残業代を支払わなくてはならない、それを防ぐために、残業代の削減の目的のために繁忙期と閑散期で労働時間を入れ替えるということが現在行われていることが多い制度でございます。

次の質問に移ります。

公立学校教員に対する1年単位の変形労働時間制が今度成立したわけですが、どういふものでございますか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

文部科学省の1年単位の変形労働時間制とは、教員の労働時間を年単位で管理し、繁忙期の勤務時間の上限を引き上げる代わりに長期休業の夏休み期間中など、休日をまとめて取得出来るようにする働き方改革の一環だというふうに捉えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

文科省などは学期中など繁忙期の勤務時間を1日10時間労働まで増やすことが可能である、その変わり夏休み中などの閑散期の勤務時間を減らし、1年の平均で1日辺り8時間に収める制度でありまして、夏休み中の休日まとめ取りを推進し、教職員の働き方改革に繋げるというようなことを言っているようです。

次の質問ですが、現状において学校に閑散期というのがあるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

閑散期というのはどのように捉えるのかは大変難しいところですが、比較的教材研究や研修会への参加等をしやすい時期だと考えますと、夏期休業中が1年の中でもっとも休養を取りやすい時期だというふうに考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

鞍手町の現状を知りたいと思って、先日、鞍手町の公立学校の資料をいただきました。これを見ますと、道徳だとか、外国語だとか総合的な学習の時間なども増えていまして、先生方はおそらく研修や研究、こういったことで非常に忙しいのではないかと推察いたしました。

中学校の部活動、これも先生の数よりも多いと、2つ以上をもっていらっしゃる方がいらっしゃるような状況もありました。また、小中学校の学力テストなどもなかなか点数を競うというような状況も風潮もあります。私は、年中繁忙期ではないかなという印象を受けております。

次の質問に移ります。

この制度が導入された場合どのような問題点や困難が考えられますか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

先程議員も申されたように、12月4日の参議院本会議で本制度を柱とした改正教職員給与特別措置法が可決成立しましたので、今後その動向を見守りながら検討して行くことになると考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

この制度は平日の長時間労働を固定化し助長する、退勤時間がさらに遅くなり先生方の疲労は蓄積するでしょう。教員の過労死が増える、そういったことも十分心配されます。

それから、1日の勤務時間が繁忙期は長くなるということになりますと、先生方の育児、或いは介護、この両立が困難になるという問題もあるのではないのでしょうか。また、この制度を取り入れますと、高度な勤務時間管理が必要となります。管理職の業務が大幅に増えるということも予想されるわけであります。

次の質問に移ります。

このような問題解決のためにはどのような改革が求められるのでしょうか、ご意見をいただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

先程から申し上げましたように今成立したばかりの制度ですので、まずはこの制度の内容を理解するというを第一に考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

この制度の導入は2021年の4月からであります。導入には都道府県や政令市で条例の制定が必要ということになっております。

長時間労働に拍車を掛け子ども達の教育も教員の健康も脅かす、そういう批判されているこの制度でございますので、何とか福岡県に対しまして導入に必要な条例改正をしないような働きかけ、それから更に学校5日制が導入された段階で当然授業実数を減らすとか、或いは教員を増やすとか、そういう施策が行われるべきでありましたのに、それが行われていないというようなこともありまして、非常に先生方の長時間労働が深刻になっているわけです。従って教員の定数増とか、国や自治体、学校双方からの不要不急の業務の削減、何よりも残業代0の給特法の抜本的改正、こういったことが必要になるのではないかと思います。

先日の大学受験の英語民間試験の導入も受験生や教育現場の強い反対で延期に追い込まれました。どうか町長や教育長が先頭に、県に対して導入のための条例改正をしないよう意見具申をお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

幼児教育・保育の無償化による町財政支出の減額分の使途についてお尋ねいたします。

9月議会で明らかになりました今年度の減額分792万1千円の具体的な使途とその金額、予算額といいますかについてお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

幼児教育・保育の無償化に伴う今年度の町財政支出の減額分につきましては、9月議会でも答弁をさせていただきましたが、792万1千円を見込んでおります。その具体的用途につきましてもまだ決めてはおりませんが、9月議会で答弁したとおり子育て支援策として活用したいと考えております。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

まだ決めていないということですから、これから要望などを出して行きたいと思います。

次に、来年度以降の減額分の見込み額はどうなるのでしょうか。もし未確定なら今年度より増えるのか、減るのか、そういったことだけでもけっこうですのでお答えいただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

令和2年度以降については、現在の所、当初予算の編成を行っておりませんので、増減額については算出は出来ておりません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

増えるか減るかも分かりませんか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

増えるか、増えないかということでございますので、今年度の市町村の財政負担については子ども子育て支援臨時交付金による財源手当が6ヶ月分ございました。

令和2年度は、地方交付税の基準財政需要額に全額が算入されることにより、財源措置が1年分となります。今年度と全く同じではないとは思いますが、今年度は半年、来年度は1年分となっておりますので、そういった状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

おそらく増える筈だと思います。

次の質問に移らせていただきます。

本町における子ども医療費無料化の対象者の内訳、国保以外の人数はどうなっていますか。  
お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては保険健康課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

本年12月1日現在で国保が185人、国保以外で1,357人の合計1,542人となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

なかなかこの本町におきましては、子ども医療費無償化がされておりまして非常に喜ばしいことだと、子ども達の健全な育成のために思っております。

とてもいいことと思うのですが、法定外繰入金でカバーしていただいていると思いますが、国保の対象者は185人、国保以外が1,357人、そういうことで国保の方がむしろ数が少なくて、国保以外の方も国保の子ども達と平等に施策が施されているということでございます。これはとても喜ばしいことです。

ただ、ここで心に引っ掛かりますのは、国保以外の子どもさん達は人头税とも言うべき均等割、1人あたり2万8,600円、これが課税されておりません。それに対して国保の子どもさん達は、おぎゃあと産まれた時から1人あたり2万8,600円の均等割が上乘せされているわけです。だから同じように施策していただくのは嬉しいのですが、その辺もちょっと配慮が必要ではないかという気がいたしておりますが。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

私の方からお答えいたします。

先程西藤議員がおっしゃられましたように、社会保険などの健康保険に加入されていらっしゃる方については人数割りといいますか、均等割というものは実際掛かっておりません。ただし、国民健康保険のように所得のない方であるとか、低所得の方が入るような保険でございますので、応能応益の負担の原則から当然所得割としていくらというような計算、それに加えまして一世帯あたりいくら、1人に対していくらというような計算に基づいて国保

については賦課をさせていただいております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

それは前回の議会でも聞いたことで分かっております。

次に、子ども医療費以外にも現物給付医療費の対象者がいます。障がい者医療の対象者の内訳、国保及び国保以外的人数はどうなっておりますか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

重度障がい者医療につきましては本年12月1日現在で、国保が78人、国保以外が328人の合計406人でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

これも例えば直方市や宮若市などは国保の人しか対象者になっていない、ところが鞍手町は国保以外にも手厚くこういう施策が行われています。非常に嬉しいことです。

ここでもやはりそれ以外の方達と国保の子どもさん達の均等割の重さ、そういったことが心に引っ掛かることがございます。

次に、一人親医療、現物給付医療の対象者もまた同じように施策が行われています。国保及び国保以外はどうなっていますでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

一人親家庭等医療につきましては本年12月1日現在で、国保が138人、国保以外で266人の合計404人となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

ここでも国保以外の方の方が多いわけでありまして。調べて見ましたら子ども医療費の場合は平成29年度分ですが425万2,283円の法定外繰入、それから障がい者医療分は743万5,125円の繰入、一人親の場合は177万5,902円の繰入です。

国保の子どもさんは1人あたり2万8,600円を課税されているわけでありまして、調べていただきましたのですが、減額分を除きましても2万8,600円の310人の対象者が9月1日時点でいらっしゃるということで886万6千円、これから減額分を引いても560万5,600円、こういう負担をしているわけです。

どうかこの制度はなんとかしてもらいたいという気持ちがあります。この均等割というのは各個人に頭割り、同額を課するという租税制度でありまして、これは一般的に税制の中では原始的な租税形態の1つと、納税者の担税能力、税を負担する能力の差を考慮しない不公平な税制ということで有名なものなんです。

こういうのは、今日の税制ではあまりなされない、そういったものをいつまでも入れている、これは何も町が悪いわけではありません。国がこの辺をちゃんとしないのが悪いわけですが、そういう中で非常に重い課税をされているのが自営業の方々です。特に気に掛かるのは自営業の方々の18歳未満の子どもさんの均等割は一刻も早くなくしていただきたいという思いがございしますが、いかがでございしますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

子育て支援の一環として減免措置を行った場合、国保に加入している子どもだけを支援の対象ということになりますので、国保以外の方が先程の数字でありましたように、国保が185名、以外が1,375名ということで、公平性に欠けるのではないかなというふうに思います。

また国保の子どもに係る均等割の減免を行うにあたっては、全国知事会の提言もありますように、小さな自治体が独自で行うというものではなくて、国による公費投入による構造問題の解決を行うことが必要ではないかなというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

結局他の子どもさん達には課税されていない均等割、これによって減額分を引いても560万5,600円というお金を国保の子どもさん達は国保税として徴収されているわけです。恩恵は今ちょっと触れましたが、もっと詳しい税制を調べればいろいろ問題もあるかも知れませんが、いま私が理解出来る範囲では均等割の国保税を払っていない方と平等に町の施策が行われていると、これがやはり不平等ではないか、あまりにも不平等ではないかという感じがいたします。

先程9月議会で明らかになった今年度の幼児教育・保育の無償化による町財政支出の減額分792万1千円、また、子育て支援に使いたいが決めていないということもございました。来年度はおそらく増えるであろうということも聞きました。何とかこら辺を考えて、本当は国がしなければいけないことなんです、国がそういうことをしていますから何とか町の方で努力していただいて、1日も早く子ども達の不平等を無くしていただきたいと思っておりますがいかがでございしますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も答弁にありましたように、増減についてはまだ算定出来ておりませんので増えるものか、減るものかは定かではありません。そしてまた国保と社保の課税の違いというのもありますし、先程議員からも言われましたように、これはやはり国が取り組むべきものではないかなというふうに思います。

先程私も答弁しましたが、小さな自治体が独自でなかなか行えるようなものでもありませんので、今後は国に対してこういった均等割についての検討をしていただければというふうに思います。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

お尋ねいたしますが、来年度国保の18歳以下の子どもの均等割保険税を全額免除するのに要する予算額はいくらになっていますか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

18歳以下の子どもさんの均等割の保険税を全額免除とした場合、これに必要となる額は、先程西藤議員もおっしゃっていました560万5,600円というふうになっています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

結局子どもさん達に余計に負担がかぶされているのをなくすということですから同じ金額になるわけですね。

次に、18歳以下の第二子以降の均等割の保険税を全額免除するには予算はいくらでしょうかお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

保険税の軽減額を除きまして241万9,560円となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

241万9,560円、この金額ならば何とか努力出来るのではないだろうか、先程の792万1千円の使途も決まっていないということでございます。ぜひご検討をお願いした

いと。

9月議会で食糧自給率が37%に低下している、そういったこともあって特に鞍手町の場合は農業の自営業の方のお子さん達の均等割をなくして、そして自営業の方、農業だけではありません、工業にしても商業にしてもそうですが、自営業の方々がやる気を起こして鞍手町で頑張りたいという気持ちを起こしていただくには、この不平等な人頭税ともいわれる均等割をなくす、このことが非常に大切ではないかと考えているわけです。

9月議会で町長は今後なにかあって国民が飢えるというようなことは考えられないというようなことをおっしゃいましたけれども、私は今の状況、不確実性の時代、何が起こるか分からない、こういう時代だと思っております。ですから、地に足を付けた物作りに関わっている人々、鞍手町における農業や商業や工業や、そういう自営業の方々にしっかりこの鞍手町に根付いていただく、そういう意味からもぜひこの均等割はなくしていただきたいと思っております。

農業のことですが、いま家族農業が言われています。この地球の環境、食糧とかを維持していくためにどういうことが必要かということで、国際的にも家族農業ということが言われているのです。家族農業ということになると3人だとか5人だとか、子どもさんもいらっしやって、その方々が成長なさってみんな仕事を支えて行く、これはとても理想的なことではないかと思えます。

そういう時に、一人増えた2万8,600円、こういう産まれて来たことを祝福もしないようなこういう無慈悲な制度は早く止めるべきだと思っております。

昔は5人ぐらいの子どもは当たり前でした。私も戦争末期に一番下の弟が食糧不足による栄養失調で亡くなりましたから、育つときは4人兄弟で育ちましたが、実は5人兄弟でした。やはりそういう子どもをたくさん産んでいただいて、その方達が鞍手町のためにしっかり地に足を付けて頑張ってください、そういう非常に大事なきっかけになるということで子どもの均等割、18歳以下の子どもの均等割を何としても廃止していただきたいとお願いいたします。私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

自営業の方にももちろんご努力いただいて町を支えていただくということはもちろん必要なことだと当然思いますし、また、農業を支えていただく、また家族農業ということも今の国の施策の中では、一方で大規模を推奨しながらも最近では零細中小、零細の農家も支えて行くというような方向性が少しずつ出て来ているようには思います。

ただ一方、これを国保税ということで考えてみますと、先程来答弁していますように国保税と社保の算定の違いも当然あります。そしてまた、家族が増えた場合にそのまま加算されるというようなことではありますが、一方で所得に応じて法定軽減というのが7割、5割、2割の所得に応じた軽減もあります。そういったことから、先程来何度も答弁していますよ

うに、これは国の制度として一義的に国が考えるべきものであって、小さな自治体ではなかなか取り組みにくいものではないかなというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

以上で西藤典子議員の質問を終了します。

しばらく休憩します。

休憩 13時58分

再開 14時10分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

3番議員 田中二三輝議員の質問を許可します。

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

通告に従いまして一般質問を行います。

まず議会が設置した新庁舎建設特別委員会が提出した提言書についてお伺いをいたします。

この提言書の取り扱いについてでございますが、参考意見程度なのか、真摯に受け止めていただいているのかお答えいただきたいと思えます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

8月26日に新庁舎建設特別委員会を設置いただいて以降、設計関係予算を上程するスケジュールの都合により時間的な余裕がない中にも関わらず6回にも及び委員会を開催していただき、また慎重審議によりご提言をいただいたことにつきましてまずは議員各位にお礼を申し上げます。

11月25日に提言書をいただきました。すぐに内容を確認させていただきましたが、大きな方向としては私も同じ考えであるというふうに感じております。現在基本計画の改訂作業を進めておりますので、準備が整いましたら改訂版の案を特別委員会にご説明させていただきたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

町長、ただの参考意見なのか、真摯に受け止めていただいているのかと聞いておりますのでその点をお答えいただきたいと思えます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、真摯に受け止めて大きな方向性としては同じ方向を向いているのではないかなと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

真摯に受け止めていただいているということでございます。またこの中にある提言書の4項目について真摯に受け止めているというふうに受け止めてよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この提言事項にあります財政負担への配慮、拠点機能の確保、充実、新庁舎の構造、敷地利用等、まちづくりへの寄与の4項目を指しておられるというふうに思いますが、先程も言いましたように大きな方向性としては同じ方向を向いているのではないかなというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

提言書の4項目について真摯に受け止めていただいているというふうに受け取らせていただきます。

先程町長の方から少しお話がありましたが、改訂版を今作成されているということでございますので、どのような手続きを経た会議でその改訂する結論を出したのか、または現在進行中なのか、どのような会議で行われているのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この新庁舎については鞍手町庁舎等建設推進本部を設置しており、その下には調整会議をおいております。議会等の対外的に提出する資料等につきましては調整会議で調整したものを推進本部で確認する流れとなっております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

町長は今後新庁舎建設等に向けて議会と町執行部が緊密に協議を進めて行くというふうに言われておられます。議会や職員の考え等に対してしっかりと耳を傾けていただいて、そういった気持ちを無視することなく改訂版が出来て来るのだろうというふうに思っております。

予定では本定例会終了後に新庁舎に関する基本計画の改訂版の説明があるというふうに聞いておりますので、それに関して以上のことを申し添えて望みたいというふうに思っております。

次に進みます。

不法投棄に関する対処、対応についてでございます。

まずは、現在行っている鞍手町の不法投棄に関する回収等のルールを確認したいと思いますが、そのルールはどのようなルールなのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては農政環境課長より答弁させます。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

鞍手町における不法投棄の回収方法の取り決めは、町が管理しております施設等に不法投棄がされた場合は投棄された物の中に犯人に繋がる手がかりがあれば直方警察署の生活安全課に連絡をしまして、不法投棄に関わった犯人に回収をさせております。

また、手がかり等がない場合には、委託業者であります深草環境サービスに回収を依頼しています。

また民有地等の不法投棄につきましては、不法投棄をされた土地、又は建物の所有者、若しくは管理者が自ら片付けていただくようお願いをしております。

最後に、道路脇などに散乱しておりますポイ捨て等の不法投棄ゴミ回収については、町が指定する地域の委託により同じく深草環境サービスが巡回し、不法投棄物の回収を行っております。

また、衛生連合会の事業といたしまして、年に2回ご承知のとおり春と秋の一斉清掃デーで各区の強力を得まして清掃活動を実施しているほか、地域のボランティアの方にボランティア袋を無料で配付してご協力をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

只今説明がありました3つのルールがあるということでございます。私もそのようなことで認識をして町民からの相談に対応してきたわけでございます。

先日、ある町民の方から聞いた話の内容によりますと、町長にお願いして区管理地及び空き家等の廃棄物を処理していただきとても助かった。町長は自ら足を運んでいただき現場を

確認していただいたと、そして処分する費用等についても出していただいたといったような内容のお話を聞きました。そういう事実があったのか、なかったのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

特定の地域のお話ではありますが、鞍手町の美化条例に基づきまして、町の責務として住民の方達、住民は住民の責務があるわけですが、そういった責務において地域の美化を図って行こうというような志がありましたものですから、私はその場所を確認し、また空き家等も隣接しておりました。そういった中で不法な投棄が相当数ありましたので、それを確認し、その処理については住民の方達と協力しながら処理をしたということです。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

事実はあったということですね。そうしますとまず、先程町長が言われた環境美化に関する条例に従って云々とありますが、私がこの条例を読みこんでみますと不法投棄に関する項目等というのが全く読み取ることが出来ないのですが、どの条項に従って町長はこの回収に応じて抛出までしたのかといったことをお伺いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

町の責務の冒頭に、総合的な環境美化の促進に関するというようなことがあります。従って不法投棄もその環境を著しく阻害しているわけですから、そのことについて住民の方達が住民の地域の環境美化を図ろうというような志にそって私は処理をしました。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

そもそもその環境美化条例は、建屋等の周辺に散乱したゴミを片付けるために町民はその散乱しているゴミを積極的に片付けるといった意識を向上させるよう、町は啓発をしていくといった内容で制定された条例ではないのですか。

従って不法投棄に関する云々ということには該当しないと思うのですが、どのような解釈でこれをされたのかお伺いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この条例の目的に散乱するゴミの清掃を行うことにより環境美化の促進を図り云々、清潔で美しいまちづくりを目指すというふうなことがあります。散乱するゴミというのは、これ

は不法に散乱したものも含めて私は環境美化の促進を図るという、その条例の目的から私はこれに沿った措置だというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

そうしますと、この環境美化条例は当初の設定目的と違うというふうに考えるのですが、その辺がどうも納得出来ないからもうちょっと詳しく説明してもらえますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私は地域の環境を美化するというような目的から、私はこの目的と違うというふうには考えておりません。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

目的からそぐわないとはいえ、この条例のどこに不法投棄をしたときに町が抛出していいという法的根拠があるのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程から何度も繰り返しますように、町の責務として地域の環境美化を守ることからすれば当然町民の責務もあります。そういったことから私は不法投棄についても今後空き家、空き地の不法投棄、特に所有者が分からない所の空き家や空き地の不法投棄ということも今後は対処していかなければならないというふうにも考えております。

そういったことも含めて、やはりこの環境美化については住民の方達のご協力なくしては出来ないというふうに考えておりますので、先程言いました事案については処置を行いました。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

町長、今おっしゃっている内容の重大さというのは分かっていますか。今後所有者が分からないような場所の云々ということなのですが、そこに家庭ゴミ等々をポイ捨てすることになって来て、鞍手町全体のそういったものを町が片付けていかなければいけないということになりますよ。その予算等についても貴方はきちんと考えた上での答えなんですか。それとも、今私の質問に対して答えているだけですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これは今後の鞍手町、また地域をどのように環境を守って行くかということに当然繋がって来るわけでありまして、当然先程も言いましたように所有者の分からない空き家、空き地に対する不法投棄をどうするかという問題は私は避けて通れないというふうに思っております。

そしてこの美化条例の中で町の責務、町民の責務がありますので、まずは地域の方達にそういういったところについて不法投棄がないようにこれを見ていただくと、そういうところに不法投棄をしないように当然して行くことが一義的に必要ではないかなというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

現時点におけるルールというのと、あなたが言っていることはそぐわないような気持ちがあるのですが、この環境美化条例の制定の主旨から逸脱しているのではないのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私はそうは思っておりません。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

思っていないとか思っているとかでなくて、単純にまず環境美化条例に関する条例の制定の主旨というのと、あなたが行っていることに関しては全然違うでしょう。

逆に聞きますが、担当課とどのような協議をして、その不法投棄の回収物に応じたのか、何かメモか何かないのですか。もしあれば教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

別にメモ等はありません。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

町長はないかも知れないが、担当課の方もそういった記録といったものはないのですか。もしあれば出していただきたい。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

先程から出ております地域のことにつきましては私も記憶はございますが、この場では詳しい内容について正確に申し上げることが出来ませんので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

すぐに出せるような資料等があるのですか。もしあれば用意していただきたいのですが。それであれば課長の申し出のように時間を取っていただきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

正確な何々をしたというような記録というのはございませんが、担当職員と自分達がつけている日誌等にそういうことが書いていることの中にあったら確認はしてきたいと思います。

○議長 星 正彦君

資料があるということですので、ここで資料の提出を求めたいと思います。

ここで暫時休憩します。

休憩 14時28分

再開 14時48分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

休憩前に担当の農政環境課長の方に当時の資料が残っているかどうかということで、ありますということでありましたが、その間の経過について担当の農政環境課長の方から説明をしていただきます。

そうしないといたずらに一般質問の時間が長くなりますので農政環境課長の方から答弁させます。

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

それではお答えさせていただきます。

先程資料ということでございましたが、公式な、例えば決裁をした記録とか、そういうものはございません。

私の個人的な手帳ということでございますので、口頭で説明をさせていただきます。

3月のはじめ頃に、おっしゃっています区の区長さんがお見えになりまして、その該当す

る区の管理地に不法投棄されたゴミがあるのでその処理を町の方に、お困りになって依頼されたわけですが、我々が従来やっています処理方法となかなか合致しないところがありましたので、そこは町長の方にご相談申し上げまして、そして町長の指示で今回、今ご指摘のあっている処理をしたということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

ルール等からして区の管理地ということはおそらく民有地等という土地に該当するのだろうと思いますが、担当課の方に聞いていいのか、町長に聞いていいのか分からないのですが、ルールを変えてまで指示を町長がしたわけですが、その根拠が先程から言っている環境美化条例に則って行われたということですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

そのとおりです。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

環境美化条例のどの部分で、先程町長は町の責務で云々とおっしゃっていますが、この条例の中のどの条項等で不法投棄のそういった処分をされたのか、もう一度しっかりとこの条項を示していただけますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

町の責務としまして、町長は町民と事業者、占有者等に対して環境美化を促進するため啓発等の促進と必要な措置を講じなければならないということが1つあります。また、町民等の責務として、自らの身近な地域における清掃活動、環境美化促進に関する実践活動を積極的に参加するとともに、環境美化の促進に関する施策を協力しなければならないということもあります。

また、目的としても、環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とするということがこの環境美化条例の目的でもありますので、この条例に沿って私が判断しました。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

環境美化条例は先程も言いましたように設定の主旨は違うと思いますし、ここで不法投棄

に関して町長の判断で町費を直接出せるというようなルールにはなっていないというふうに思います。その辺はいかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

何度も繰り返しになりますが、私はこの条例に沿って地域の住民の方達が、その地域の環境美化を守るというような主旨でありましたので、私はその主旨に沿って処理をしたところ です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

そうすると不法投棄云々ということでの処理をする場合においては、まずその土地の所有者、先程空き家等の云々ということもありましたけれども、空き家の所有者等の確認とか、ゴミを捨てた、先程ありました、町が管理する投棄された物件に廃棄物をされた場合は犯人に繋がる手がかり等を捜索して、警察、又はどうしても見つからない時は委託業者に委託すると、そういった手続き等があるというルールになっているわけですが、どのような過程を踏んで所有者等を調査されたのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程議員がご指摘されたように私は現場の方に行きまして確認をしました。確認をしたところ所有者等が判明するようなものはありませんでしたので、先程来からお話ししていますように処理をいたしました。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

所有者等が判明するようなものがないと、それはあなたの主観でしょう。おまけに町が片付けるということは行政代執行にあたるのではないですか。行政代執行は町長の一存で出来るのですか。これは議会の議決か何かが必要ではないのですか。その辺はどうなんですか。町長答えられますか、答えられないなら総務課長にその辺の手続きについて答えてもらいたいと思いますが。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

行政代執行の手続きについては把握しておりませんので確認させていただきたいと思いま す。

○議長 星 正彦君

ここで暫時休憩します。

休憩 1 4 時 5 4 分

再開 1 5 時 1 1 分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程の田中議員の質問に対して総務課長が答弁申し上げます。

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お時間をとりまして申し訳ございません。

先程の田中議員のご質問で、行政代執行をする場合に議会の議決がいるのではないかと  
いうご質問だったと思います。

行政代執行法というのがございますが、その行政代執行法におきましては、代執行する場  
合に議会の議決を求める要件はございません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

行政代執行に関しては町執行部の一存で出来るということでございます。今回町長が資金  
を流用して出した土地等における不法投棄、その土地の所有者は不有地であるという認識で  
間違いないと先程から町長の答弁で出ていますので間違いないのだと思いますが。

鞍手町の不法投棄の回収方法は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条 土地又は建物の  
所有者、又は管理者が占有する土地管理等における建物、土地等の清掃を保たなければなら  
ない。

第6条2の4 土地又は建物の所有者はその土地又は建物内の一般廃棄物の内、生活環境  
の保全上支障のない方法で容易に処分することが出来る一般廃棄物については、なるべく自  
ら処分するように努めるとともに自ら処分しなければならない。一般廃棄物については、そ  
の一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に処分しなければならないという規定が  
あります。従ってこの法律に則って現在民有地等に廃棄されたゴミの処理等の相談に対する、  
冒頭にあった担当課長のルールに従って処分をしてきたと思うのですが、今回の場合、その  
不法投棄された土地、建物の管理者が自ら片付けなければならないというふうになっていま  
す。

これによって長年鞍手町はそのルールに従ってやって来たのでしょうか。違いますか。そう  
ですよ。そしてこれまでもいくつものそういった事案があったと思います。

私は町長がやったことに関して非常に気持ちは分かります。不法投棄された物、若しくは

大きなゴミ、こういったものが不有地等にあつたらそれを片付けてあげたい、そういった気持ちは十分理解出来ます。私も何度もそういった場面に遭遇して来ました。しかしルールはルールですよ。このルールがある以上私達は町民に対してそのルールを守って下さいと言わなければいけない立場でしょう。

まして町長は、職員が行っている日常のサービスに関して法令や条例を遵守して行っているかを管理、監督をしなければいけない義務も持っているし、町民に対してルールを説明し、理解し、その気持ちを向上させ啓発させていかなければいけない、その粗大ゴミや不法投棄の物に関するものでなくて、この環境美化条例は地域、周辺、自分が住んでいる地域の環境美化をより促進していきましょと、町民の方もそれを理解して下さい。町はそれを一生懸命啓発していくのですよ、そういった条例でしょう。これは。この中のどこを使って公金が出せるのですか。あなたがやったことの気持ちは痛いほど分かります。しかし出せないでしょう、出せるのですか。もう一度答弁して下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

何度も答弁しますように、私はこの環境美化条例に基づいて住民の方達の意思を尊重し、地域の美化を守るといふようなことから処理をしていました。住民の方達が処理をしておりましたので私はそのことについて町の責務として住民の方達と協議をし、町としても処理をするための予算上の措置をしたということです。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

常に町長の説明は全くまことしやかに聞こえて、非常に言葉の魔術に引っ掛かりやすいのですがルールはルールですよ。長年やって来たルールはルール。ルール違反はルール違反でしょう。担当課長と協議をした結果、その内容等については詳しいことは先程の報告の中にありませんでしたが、担当課は今までのルールがあるからお断りしたのではないですか。違いますか。それをねじ曲げてあなたは指示したのではないですか。違いますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

担当課とももちろん協議をしました。担当課と協議をした中で私の判断で処理をしたということです。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

担当課の対応を一切合切無視してルール違反をしてあなたがこのお金を拠出したのでしょ

う、違うのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

担当課の考えを無視したわけではありません。担当課の意見はもちろん意見として聞きましたが、何度も繰り返しになります。地域の環境美化をどう守って行くかというようなことから地域の住民の方達がある意味総出でその地域の環境美化を改善しようというような努力をされておりましたので、そういった住民の方達の意思を尊重して町として処理をしたということです。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

どこにそれが書かれているのですか。法的根拠が全くないでしょうが。担当課の意見は無視していないというのであれば、担当課はこのルールを無視して町長に今回お金を出してやろうと、お金を出しましょうということを納得した上で出したのですか。それともそういうふうな話になったのですか。担当課との協議の内容をもう少し詳しく説明して下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程担当課が答弁をしたとおりであります。私としては先程から何度も言いますように、この町の責務として環境美化を促進するためには必要な措置を講じるということで必要な措置を講じました。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

条例のどこに法的根拠があるのかと聞いているのですよ、出していいという。これは本当に出していいのですか。

全部の相談に対してこれから先そうするのですか。何にも載ってないそんなこと、どの条例に載っているのですか。この法律だって民有地等に捨てられた物はその管理者が片付けなければならないとなっています。法律ですら行政が代わりにお金を出して片付けてあげていいよとなっていない。

条例もそうでしょうが、これは環境美化条例というのは何回も言いますが、その周辺地域を綺麗にする気持ちを高揚させて、地域で環境美化に努めようねというのが環境美化条例でしょう。どこにも公金を使って不法投棄されたものを片付けていいというルールはどこにもないじゃないですか。担当課長違うのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

ここにありますように、環境美化を促進するため、啓発事業の促進など必要な措置を講じなければならないということになっていきますので、これは啓発事業に特定したのではなく、啓発事業の促進などでここにいきます。そういったことから必要な措置を講じたということです。

○議長 星 正彦君

田中議員ちょっとよろしいですか。一般質問を円滑に進めていくために、まず田中議員の方から担当課長の方に問いがあったのですが、今一度この場所はどこか今は定かになっていませんが、当初その区長さんが見えになったと。先程の報告では。担当課としてはこれまでそういう話があったけれども今まで全部断っていましたと。これは出来ませんということと先程報告がありました。それを今回予算執行しているわけですね。

まずその点について、田中議員から質問されたことについてもう一度正確に答弁出来れば答弁をしていただきたい、そういう経緯経過を答弁していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

大体の経緯はいま町長がおっしゃったとおりのこととございます。我々としましてはこれまでも、いま議論になっていきますように自らの管理地、所有地の不法投棄物については、大変申し訳ないのですがその管理者に片付けていただきたいということです。

それにつきましてはどういうことかと言うと、やはりそれを行政の方で処理して行くところこの物も全て片付けてしまわなくてはいけないというような恐れがあることから、これまでもずっと長年そういうふうなことを町民の方にお願いをしてやって来たということとございます。そういうことから区の区長さんが見えになった時にそういうお話も申し上げて、先程から言いますように、こういう処理方法で協力の下していただいけませんかというお話を申し上げましたら、それにつきましては納得していただけなかったと。町長にご相談に行かれたということとございます。

その後、そういうことで我々と町長と協議してそういう形になったというようなこととございます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま担当の課長が答弁したとおりであります。協議の内容はということで今言われておりますが、課長の方から相談がありましたので、何度も繰り返しますが私が判断をして処理をいたしました。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

私が判断して処理をしましたというのであれば、じゃああなたに相談したら何でも出来るのですか。あなたがやったことに対する気持ちは痛いほど分かります。片付けてあげなくてはいけない、片付けてやりたい、何とかしてやりたい、ところがルールがある。担当課の方は断ったが何らかの理由で町長はわざわざ見に行っていて、そしてそれを町が肩代わりしてお金まで出した、しかし出したことに関しての法的根拠はないのでしょうか。

この環境美化条例というのは全然主旨が違ってしまうのですが、そこを言っているのですよ。だから明確な、法的な根拠がないお金をあなたは出しているという結果しかないのですよ。それを認める勇気もないのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

何度も言いますように、私はこの美化条例に基づいて判断をしましたので、これは田中議員と何度もここで議論しても平行線になろうかなというふうに思います。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

今後はそういうふうなルール変更か何かをするということですか。それともこの条例自身を変えるのですか。現時点においてはあなたが言っているまことしやかな理屈によってあなたかも私が悪者のように聞こえるのですが、条例上は全くその資金を出していいというふうにはなっていない、どこにも書いていない、あなたが解釈次第でこれをそういうふうに解釈したと言っていますが、何でこのルールは私有地に対する不法投棄されたものは管理者が片付けて下さいと今までそういうルールでやって来たのですか。

この条例は平成12年に出来ているのですよ。その関係上、その時からルールは変わっていないのでしょうか。以前のままでしょう。ということは、この条例はそういったことを謳っていないわけですよ。

なおかつこの環境美化条例に関しては啓発をなさいと言っているだけです。何も手伝いなさいと言っていない、町民の美化に対する思いを向上させなさいと言っているのです。それを町は責務として啓発して行きなさい、そして町が管理する、又は指定する場所の公園等については積極的に美化を維持しなさいといったことでしょうか。この条例は。

この条例を下に町が私有地に対する不法投棄に関してお金を出していいということには、僕は法定根拠にはならないと思っております。従って今回あなたがルールをねじ曲げて抛出したものについては、その利益を受けた該当地区からその分を返還していただくのが筋だというふうに思いますが、まだ何か言い訳をするのであればどうぞ。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この美化条例の目的に散乱ゴミの清掃を行うことにより環境美化の促進を図ると。清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とするというふうにあります。

何度も言うようにここは必要な措置を講じなければならないということですから、その必要な措置として私は住民の意思を尊重して必要な措置を講じたということです。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

町長の理屈はそれでもいいのですが、実際にこれと同じような案件がその後起こっていないのですか。同じようなご相談がなかったのですか。

町長には直接ないかもしれないけれども担当課の方もなかったのですか。そして、それは今までのルールを踏みにじって町長と同じような対応をしたようなことになっているのですか。そこに不公平感というのはないのですか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

突然質問で、正確ではありませんが似たような不法投棄とか、そういうふうなご相談というのは電話はかかって来ています。ただそれはこれまで答弁しましたように、ご協力を願うということでお断りはしています。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

今のとおりです。担当課のルールを理解は。担当課は今回の抛出について町長と協議をしてお金を出したと言っていますが、納得していなくてお金を出したという形にしか解せない、何でそれ以降の同じような案件についても同様に平等に対応出来ないのですか。それは条例にどこにもない、その条例を拡大解釈してあなたが勝手に出したお金だということの結論にしかないでしようが。違いますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま議員ご指摘の事案以降について、そういうような事案がまたあったかどうかというのは私のところには届いておりません。課長の判断でそれは処理されたものというふうには思いますが、私のところに上がって来れば住民と協議をしながら、その対応については考えて行きたいというふうに思っております。

残念ながら先程来答弁しましたように、上がって来なかったので私としては判断をしてい

ないということです。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

町長今言っている意味分かっていますよね。あなたに相談があればやる、やらない、そんなルールはどこにあるのですか。それが行政の運営に携わっている者のやり方ですか。違うでしょうか。

職員は服務規程に則って一生懸命作業をやっている、決められたこと、ルールを守りながら条例や法律を遵守しながら、その気持ちを一切合切踏みにじてルールをねじ曲げて、そしてどこにも載っていないお金をあたかもあなたの理論で、この場で正当化しているとしたか聞き取れない。法的根拠があるのでしたら何条のどこにどういうふうにはっきり示されている筈だし、その後の相談については平等に取り扱われている筈でしょうが。担当課のほうで。あなたの行った協議で担当課がそのことをしっかり理解して、納得しているのであればその後の事案というのは全く同じように取り扱われているはずですよ。担当課長の公務員としての主旨に則ってそれをやられている筈ですよ。

ところが現ルールをしっかりと遵守して行われているということは、このルールがまだ生きているのですが、そしてあなたが環境美化条例云々ということを引き合いに出したけれども、全く意味のない判断でお金を出したとしか言いようがないでしょう。環境美化条例の中にそういったものがないというふうに私は言い切れると思います。

ましてや民有地ですよ。法律においても民地等に関してはその所有者が片付けなければならないと明記されている。その法律に則ったルールがこれでしょう。そしてあなたがとったことに対して全く担当課長は納得がいかない形でお金を出さされた、あなたがルールをねじ曲げてお金を出した、だから担当課長はそれ以降の事案も今までどおりのルールでやったのではないですか。

私が先程申し上げたように、今回のあなたの行ったことは気持ちは非常によく分かる。何とかしてやりたい、私もそんな案件がいっぱいありました。しかしこのルールがある限りそんなことは出来ないでしょう。

だからいま利益を共用された地域の方々にしっかりと説明して、あなたが出したお金を返還していただく、まずそこから始めて、そしてルールを変えて行くなり、今後の方向性を変えて行くなりするのが筋ではないですか。違いますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

何度も繰り返しますが、私はこの美化条例に基づいて、町の責務として対応しましたので、それで処理をしています。

ただ議員がおっしゃるように、疑念を抱かせてしまったということについては申し訳なく

思っております。そういうことにより今後は議員がご指摘のこともありますので、より厳密に美化条例、その他について対応して行きたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

田中議員に申し上げます。持ち時間があと2分ですからまとめていただきたいと思っております。

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

本当に長い時間申し訳ございません。

今回、町長が行ったルールを無視した抛、私はそのように考えております。そして町長が先程申しましたように、今後見直して行くということはあくまでも現行のルールを無視して、ねじ曲げて、職員の対応を無視して抛出したお金であるというふうに判断をしておきます。そして町長はあくまでもこの環境美化条例云々に則ってお金を出したと、だから法的根拠があるのだというふうにおっしゃっていますが、この環境美化条例に対する内容に関してはしばらく時間を取って精査したいと思っております。

3月議会においても同じような質問になるかも知れませんが、もう一度この件については環境美化条例、現在の条例についてしっかりと勉強した後にもう一度あなたが取った行動が是か非か問い正したいと思っております。

更に現行のルールをねじ曲げたこの事実は事実であるというふうに私は確信を持って、ここで責任を持ってあなたに言うておきます。ルールを曲げたこと、それは間違いのないこと、それは認めていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で田中二三輝議員の質問を終わります。

次に、4番議員 宇田川亮議員の質問を許可します。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして2点について質問いたします。

2点目の小学校も避難場所になっていますので、質問が前後したり重複することもあるかと思っておりますがその点についてはご容赦下さい。

まず避難場所とその施設改善についてお尋ねいたします。

避難場所は町内、主に3地区に分かれています。

剣地区に5ヶ所で収容人員が3,580人、

西川地区が4ヶ所で3,250人、

古月地区が2ヶ所で1,500人です。

全体で11ヶ所8,330人となっています。

今後大規模災害が起きる可能性もありますが、全ての避難場所を開設したとして避難場所としての機能を有しているのか、規模と施設改善について町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現在の避難場所は20ヶ所で8,700人の想定収容人数規模を確保しております。

その内訳としましては、

剣地区が9ヶ所で5,100人、

西川地区が7ヶ所で2,300人、

古月地区が4ヶ所で1,300人、

合計8,700人ということです。

今後もこの想定収容人数の指定避難所は必要だというふうに考えております。ただし、20ヶ所の指定避難所のうち、各小学校や体育館についてはこれまでも一般質問をいただいておりますように、バリアフリー化が出来ていない施設もございます。

改修、改善が必要なことは十分認識しております。しかし大きな財政支出を伴いますのでなかなか進まないのが現状であります。いますぐにとはいきませんが、町として取り組むべき事業として検討していきたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

すみません、私は町のホームページを見たのですが違っていました。申し訳ございません。

その点については申し訳ないとは思いますが、質問の順番が前後しますが、町長、先程もありましたが、小学校の再編等も考えているようです。

その避難場所の位置等について、

先程剣地区に9ヶ所、

西川地区が7ヶ所、

古月地区が4ヶ所というふうに言われましたが、これについて避難場所の位置、収容人員についてはどういうふうに考えていますか。今後の小学校の再編も含めてです。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

災害時の指定避難所については小学校の再編があるなしに関わらず、現時点では現在の規模は必要であるというふうに考えておりますので維持していきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

今年度で、例えば豊翔館は指定避難場所になっていますね。豊翔館は閉鎖予定ですよ。豊翔館はどうなるか、3年を目処に指定避難場所から外れる可能性もあります。そうなれば

収容人員が逆に減って来る、それから他の小学校に関しても、もし再編を進めようとするなら、もし統合という形になればどこかの小学校がなくなっていくわけでしょう。その指定避難場所もなくなって来る。今後のことも考えていけないのではないのでしょうか。

その点についてはどのように考えていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、現時点では小学校の再編あるなしに関わらず避難場所は維持していきますし、豊翔館についてもまだ後3年は豊翔館は学校として継続します。そういったことから現時点では今の体制を維持しますが、今後については確かに議員ご指摘のように避難場所については検討する必要があるというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

当然小学校の統合の話の中でも、いま避難場所として指定している部分については同時に話していかないといけないと思います。それは肝に命じてお願いしたいと思います。

1つ今年度で終わります剣第1保育所は避難場所ではありませんが、例えば北区がよく水害に遭います。北区の場合は出入口が全部浸かって出られないような状況です。そういった時に避難訓練を何度もやっていますが一時避難として、今まで剣第1保育所まで避難すると、その時は町に連絡して一時避難という形で剣第1保育所を開けてもらうように話が行っていると思います。その後そこから剣北小学校なりに避難するという形になってはいますが、剣第1保育所については来年度は厨房を使うためにまだ1年間は開けていくという話も聞いていますが、そういう話は北区また周辺の自治会等については全くないのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

剣第1保育所については指定避難所とはなっておりませんが、指定の緊急避難所というような位置づけにはなっております。議員ご指摘のとおりであります。

今後のことですが、古月保育所の大規模改修にあたって剣第1保育所をどうしようかというようなことが今検討されております。その後についても剣第1保育所の取扱いについても公共施設等の取扱いの中で検討する必要があるかなというふうに思いますが、今のところ指定避難所としていくかどうかということについてもまだ検討はされておられませんので、今この場でお答え出来る材料としては持ち合わせておりません。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

お答え出来る材料はないかも知れませんが、剣第1保育所自体は閉鎖が決まっているわけですね。災害はいつ起きてもおかしくない状況であって、いま中山北区の住民は避難訓練で一時緊急避難所として第1保育所に行くという形になってはいますが、それは来年度はどうしたらいいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

来年度につきましては一時避難場所という位置づけは変わりはありません。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

来年度以降については検討していくということでしょうからぜひその辺は肝に命じて考えていただきたいというふうに思います。

それから施設改善、いま財政的なものでなかなかバリアフリー等も出来ていませんというようなことですが、特にトイレ、そして大雨で洪水が発生したときに、昨年でしたか剣北小、南小、くらの郷、そして中央公民館等の避難所開設されて、私は剣北小と中央公民館を状況確認しに行ったのですが、中央公民館はまずまずクーラーが効いていますので過ごしやすい状況でした。ただ剣北小についてはトイレはこども用の和式トイレ、ただ役場の職員が機転を利かせてポータブルの洋式を持って来たというような状況もあります。

クーラーについても真夏の暑い時期ですから緊急的にそういったものを、移動式のものを設置したというふうに聞いていますが、水害というのが鞍手町では切って離せない状況です。そういった中で水害といえば真夏の暑い時期が特に多い、また台風の時期という形にもなっていますので、クーラー、エアコンというのはどうしても必要になって来るというふうに思います。

いまエアコンの整備は小学校の体育館、指定避難所になっていけば国の緊急防災減災事業債というのが活用出来ます。そして実質の町の負担は30%ですね。そういったこともありますので、こういう事業債も活用してぜひ体育館のエアコンの整備を。これは卒業式、入学式も含めてですがエアコンは必要だろうというふうに思います。そこをぜひやっていただきたいというふうに思います。町長の考えをお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

トイレ、空調設備の改修、改善が必要なことは十分認識をしております。ただ、体育館の空調設備については議員もご存じと思いますが、天井だとか、周りの窓だとか、そういったところも改修しないと、そこに一定の温度を保つというようなことはなかなか難しいかなと、ただ空調設備を整備すればそれで済むかということになりますと、なかなかそういう状況に

もないかなというふうにも思います。同時に緊防債を使ったとしても実質的な3割の町負担はあるわけで、これを6小学校にといいますととても鞍手町の今の財政状況では賄えるような状況にはありません。

そういったことから、校舎については今空調を完備しました。そういったことから暑い最中であれば校舎を活用していただくとか、そういったことを考えて対応していければというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

校舎内というふうには、今年度は全小学校にもエアコンが付きました。その校舎内のエアコンが付いている場所を避難所として使っていただきたいというお話ですが、学校の授業とかはどうするのですか。夜だけとは限っていないのですよ。昼間もありますし、長期間については分かりませんが、数日ある時もあります。授業はどうするのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

体育館においても同じことが言えるかなというふうに思いますが、その災害の程度にもよりますが、大規模災害というようなことでかなりの日数を避難するというようなことが必要になれば、まず子ども達自体も当然避難が必要であったりだとかというような状況にもあろうかというふうに思います。

そういったことから、教育委員会の方で授業等をどういうふうにするかということは、その状況に応じて協議をし、判断をしていくことになるというふうに思います。

そういったことから災害時にそのまますぐ授業を再開しているかどうかというのは、その災害の程度によるのではないかなというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

1日、2日だとしても昼間の平日であれば、町長は先程言われましたが、体育館でなくてクーラーの効いた教室を避難場所に使ってもらいたいと言われましたが、避難人数が少ない時でも、それはそこを使うのでしょうか。

避難人数が少ない時でも小学校は指定避難場所になっていますから、開設すればそこを使うのでしょうか。としたら授業は出来ないではないですか。教育委員会と話してといたって必ず災害が起きて避難場所として開設したら必ず休校にしますという形になるのですかね。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように災害の程度にもよりますが、例えば避難勧告であれば中央公民館が一時的には避難場所というふうに設定をされます。その後災害程度によりまして避難指示等で全町が避難指示を出すというようなことになれば、先程言いました20ヶ所が避難場所というふうなことで指定をされていくというふうに考えております。

先程答弁しましたように、その災害に応じて学校を避難場所とした場合にどのように授業等を考えていくかということについては教育委員会の方で判断をしていただくということになると思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

体育館にすればいいですよ。今までどおり。エアコンを付けてトイレも改修すれば済むのです。わざわざいろんなことを考えなくていいのです。体育の授業をしなかったらいいのですと私は思います。ですからぜひ体育館にエアコンを付けて下さい。

それと関連しますので2点目に行きますが、小学校のトイレの洋式化です。

前回の議会でしたか、別の議員が小学校のトイレの洋式化について質問されています。ただ町長はトイレが壊れたら改善するとこの間言われていました。そんな答弁はないと思います。じゃあ壊して回らないといけないと私は思いました。じゃなくて、やはりこれは必要なんですよ。トイレの洋式化というのは。

現在の小学校のトイレ数、そして洋式化率についてお答え下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

小学校のトイレの数と洋式化率についてご説明いたします。

剣南小学校の校舎内の児童用の男子トイレを2個、女子トイレが4つ、職員用、体育館はございません。

剣北小学校の校舎内の児童用男子が4、女子が6、職員用、体育館はございません。

古月小学校の校舎内の児童用男子が2、女子が3、職員用の男子が1、女子が1、体育館はございません。

西川小学校の校舎内の児童用男子が2、女子が2、職員用、体育館はございません。

新延小学校の校舎内の児童用男子が2、女子が2、職員用、体育館はございません。

室木小学校の校舎内の児童用男子が2、女子が2、職員用の男子1、女子が1、体育館はございません。

総数につきましては、小学校のトイレは143個中37個でございます。

個別の洋式化率につきましては、

剣南小学校は27個中6個で22.2%、

剣北小学校は42個中10個で23.8%、

古月小学校は24個中7個で29.2%、  
西川小学校は14個中4個で28.6%で、全体で見ますと洋式化率につきましては、25.9%となっています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

いま児童生徒の家庭のトイレが洋式なのか和式なのかという調査はされたことありますか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

家庭のトイレにつきましての洋式化率についての確認はしておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

いま和式トイレは大分少なくなっていると思います。ほとんどが、下水道の供用開始等も絡まって改修するときは洋式を付けたいという形になって来ると思います。そうしたら和式トイレを使用する子どもが学校でしかないのかな、ちょっとこれは本当に時代遅れと言いますか、やはり教育の改善、そして避難所の改善、整備という点から言ってもトイレは9割方は洋式にするべきですよ。

前もお話しをしたと思いますが、体育館トイレも小さい児童用の和式便所ですよ。大人もなかなか座れないような、特に私は大きいのでしにくいのです。ましてやお年寄りとか、障害者の方が避難所でトイレを借りようと思ったらなかなか使えないのですよ。ですからポータブルを用意されたのでしょうか。

小学校だけに限らず公共施設は9割方洋式に向けて計画的に整備して行くべきだというふうに思いますが、町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

トイレの洋式化につきましては大きな財政支出を伴いますが、財政状況を考えながら緊急な対応が必要と判断される校舎から町の取り組むべき事業として優先順位を上げて検討していきたいというふうに思います。

特に避難所として利用される可能性の高い校舎の1階部分につきましては、町としても前向きに検討して取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

町長は1階部分と言われましたが、1階にトイレのない小学校があるのをご存じですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

剣北小学校が中2階というか、1階と2階の間にあるというふうなことは聞いております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

そうなんです。剣北小学校避難所を校舎内にしても階段を登らないとトイレに行けないのです。早く何とかしないと、せめて体育館のトイレでも改修すれば、そっちの方が避難所としては体育館にした方が安く上がるのではないかとも思います。それは町長の考えもありますから、とにかく外のトイレも中のトイレも9割方の公共施設、公共施設全てが9割は洋式化にするべきだと、特に指定避難所になっているところは、ここは計画的に早め早めに急ぐところから改修して行くべきだというふうに思います。もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程ありました剣北小学校につきましては、緊急な対応が必要だというような判断に至っております。そういったことから、先程も言いましたように優先的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

ぜひ早急な検討をしながら計画的に進めていただきたいというふうに思います。同時に避難場所はやはり体育館です。プライベートの仕切りを入れたりとか大変な部分はありますが、そちらの方が対応がしやすいと思います。だからやはり体育館のエアコン設置、そして体育館と外のトイレの改修、これを先にやった方が避難所的には整備がやりやすいとか、避難所としての機能を有するようになるというふうに考えますので、教育改善という意味でも校舎内のトイレの洋式化と共に避難場所としては、全国的に体育館というのが先に来ますのでそこをぜひ考えていただきたいというふうに思います。

最後にもう一度答弁を求めまして質問を終わります。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

トイレにつきましては先程から答弁しておりますように、緊急を要するところから町の優先順位を上げて取り組んでいきたいというふうに考えております。

ただ、体育館の空調設備につきましては、先程も答弁しましたように町の財政状況を考えてみますと非常に厳しいところがあります。緊防債も令和2年で一旦終了することとなっておりますし、その他の有利な財源があるかどうかは現在把握しておりませんが、なかなか町の財源状況を考えれば難しい状況にあるというふうに答弁せざるを得ないというふうに思っています。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮議員の質問を終了します。

次に、2番議員 野口美恵子議員の質問を許可します。

野口美恵子議員。

○2番 野口 美恵子君

通告に従いまして質問いたします。

最初に図書館の整備についてです。

まず、昨年の12月議会において図書館建設についての一般質問をいたしました。その際町長から優先順位としてはなかなか図書館の建設は難しいとの回答をいただきました。今回はその図書館の整備についてですが、旧鞍手北中学校の空き教室や、本年度で閉鎖となる剣第1保育所などを今後子どものための図書館として再利用するお考えはありますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

図書館の整備につきましては、いま議員からご指摘がありましたように30年の12月議会で同じ質問を受けております。その際答弁しましたように、図書館の必要性については私自身も実感しておりますが、現在の鞍手町の財政状況から建設については大変難しいということで答弁をさせていただきました。そしてまた、鞍手町の財政状況に大きな好転は見られませんので、現在もその状況は変わっておりません。

議員がご提案されています旧鞍手北中学校につきましては、閉校後約4年が経過しております。その間校舎内の電源を使用しておりませんので漏電の可能性があります。そういったことからなかなか活用するということは難しい状況にあります。

また剣第1保育所につきましては、図書館としての立地場所が適正かどうか、また建物の形状、利用者の駐車場等を考えますと、図書館にはなかなか利用しにくいのではないかとこのように考えられます。

そういったことからご提案はありましたが、なかなか難しいというふうに判断をしています。

○議長 星 正彦君

野口美恵子議員。

○2番 野口 美恵子君

新たに図書館を作るということになりますと莫大な費用が掛かり、今ある既存の施設を有

効利用すれば費用が押さえられると思いますので、前向きに検討をお願いしたいと思いますが、鞍手町には定住促進奨励金として固定資産税を10年間最大150万円交付をしたり、新婚子育て世帯に月額2万円、最長3年の家賃補助をしたりしていて、それはとても良いことだと思うのですが、それだけでは若い人達の定住には繋がらないと思います。

いま中央公民館の図書室には子ども用トイレはありませんが、剣第1保育所でしたら子ども用のトイレはありますし、子どもを外の遊具で遊ばせたり、子ども達を遊ばせながら本に触れさせることが出来るのではと思って剣第1保育所の既存の施設を使えるようにしたいと思います。

幼少時に本をたくさん読んだ子どもは言葉の引き出しが多くなり、将来成績も良くなるという結果も出ています。

新しい図書館の建設というのは難しいので、整備して剣第1保育所を有効利用出来ないかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

幼少期における図書の重要性については私も実感をしております。ただ、先程来答弁をさせていただきますように剣第1保育所についても、ご存じのように駐車場もなかなか完備も出来ないということから保育所の統合の際には古月保育所を残すというようなこともあっておりますし、また、剣第1保育所の場所自体もそうですし、なかなかそこを図書館にするというのは難しい状況にあります。

図書館自体、またその周辺の整備についても子どもさんが遊べるような周辺整備、また遊具があったりだとか、勉強するための学習室があったりだとか、そういったいろいろなものも含めた中で図書館自体が機能するのかなというふうに思っておりますが、何分先程から答弁していますように、鞍手町の財政状況は非常に厳しい状況にもあります。

そして先程質問にもありましたように、小学校の在り方についても今後検討していかないといけないというようなこともあります。庁舎のことについてもあります。

いろいろと財政負担の大きな課題が山積しておる状況の中で図書館を優先順位を上げて建設する、又は、既存の施設を利用して図書館を整備するというような状況には残念ながらないというふうに思います。以上です。

○議長 星 正彦君

野口美恵子議員。

○2番 野口 美恵子君

町長のおっしゃることは重々分かるのですが、住民の方々は図書館の整備というのはとても望んでいらっしゃいます。新しい図書館を作るというのはとても無理なので、何とか現状で子ども達、若い世代に鞍手町に住んでいただくために何か1歩でも進んで、剣第1保育所の施設がそのままになっているというのはすごくもったいないと思うので何とか出来ないか

など思うのですが答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

若い世代の方達に、鞍手町に定住していただくというようなことについては、鞍手町の大きな課題でもありますし、それを推進して行くいろいろな施策を通じて推進して行く必要があるというふうにも考えております。その1つの中に図書館というのも位置づけられるのかなというふうには思います。

しかしそれ以外にも定住促進は、先程議員が質問の中でも言っていただきましたように、定住促進事業も行っておりますし、あらゆる施策を通じて定住促進については進めていきたいというふうに考えております。

ただ、図書館については繰り返しになりますが、なかなか剣第1保育所を図書館にするというのは難しいのではないかなというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

野口美恵子議員。

○2番 野口 美恵子君

既存の施設を利用して図書室が少しでも親子で利用できるように期待していたのですが、今の事情を聞いて分かりますが、何とか町民の方が図書の充実ということをととても若いお母さん方から言われていまして、このままでは若い世帯の方に定住を期待出来るような状況ではないと思いますので、何とか一人でも、二人でも若い人達に住んでもらうために、図書館が無理であればいろいろな施策をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

現在一人の貸し出し冊数が普通の一般の図書が3冊で、児童書が5冊ということになっていますが、他の市町村を調べましたところ、ほとんど10冊というふうになっております。

町民の方から3冊までしか借りられないのもう少したくさん借りたいという声を数人から聴いております。お金が掛かることではないので、それが可能かと思えます。

蔵書数の関係もあるので他の大きな図書館と同じようにはできないでしょうが、1冊でも2冊でも増やすことは可能でしょうか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

本の貸出し冊数につきまして議員の方からご質問がありましたのでお答えいたします。冊数の問題ですが、現在のシステムの変更をすると可能でございます。

今後については近隣の図書館、図書室の状況を参考にいたしまして中央公民館運営審議会の方で意見を聴きながら本町にあります図書室の適正な貸し出し冊数について検討して、早急に対応したいと思えます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

野口美恵子議員。

○2番 野口 美恵子君

ありがとうございます。

住民の方からどうして鞍手町は3冊しか借りられないのですかというふうに質問がよくあって、近隣の市町とかはほとんど10冊とかです。それで別にそれに関して費用が発生するわけではないので可能ではないかと思って質問しました。それでは早急に検討していただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で野口美恵子議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日10日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日10日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

閉会 16時18分